

(2) 電気・ガス・水道

① 電気

日本では、電圧100ボルト、周波数50ヘルツ（東日本）、または60ヘルツ（西日本）の電気を使います。

外国の電気器具は、日本の電気器具と、電圧や周波数が違います。使うことができません。

電気を使い始めるとき、使うことをやめるときは、あなたが住んでいる（これから新しく住む）家が契約している電力会社に

知らせます。電話、またはインターネットで手続きをしてください。

毎月、請求書が届きます。

銀行や、コンビニエンスストア、クレジットカードなどで、払います。

★手続き・問い合わせ

関西電力（例）

<https://kepcO.jp/home/>

② ガス

ガスには、「都市ガス」と、「プロパンガス（＝家にボンベを置いて使います）」があります。

ガスの種類によって、使うことができる器具が違います。

ガスの種類に合わない器具を使うと、とても危険です。

ガスの種類は、その家を管理する会社や、家の持ち主に確認してください。

都市ガス

ガス会社に、ガスを使い始めたい日を知らせます。ガス会社の人が家に来て、ガスの栓を開けてくれます。

★手続き・問い合わせ

大阪ガス（例）

<http://home.osakagas.co.jp/price/index.html>

プロパンガス

プロパンガスの会社に、ガスを使い始めたい日を知らせます。プロパンガスの会社の人が、家に、ボンベを持って来てくれます。

都市ガス用の器具は使えません。注意してください。

★手続き・問い合わせ

大阪府LPガス協会（例）

<http://www.osakalpg.or.jp/>

毎月、請求書が届きます。

2. 暮らしと住まい

銀行^{ぎんこう}や、コンビニエンスストア、クレジットカードなどで、払^{はら}います。



ガス漏れ^もに気づいたら、ガスの元栓^{もとせん}を閉めて、窓^{まど}を開けます。

絶対^{ぜったい}に火^ひを使^{つか}ってはいけません。

すぐに、ガス会社^{がいきや}に連絡^{れんらく}してください。

★連絡先^{れんらくさき}

大阪^{おおさか}ガス ガス漏れ通報専用電話^{も つうほうせんようでんわ}（例^{れい}）

TEL : 0120-3-19424（泉佐野市^{いずみのし}に住^すんでいる場合^{ばあい}）

③ 水道

日本の水道水は、そのまま飲むことができます。

水道を使うことをやめるとき、使い始めるときは、あなたが住んでいる（これから新しく住む）市区町村の水道局に、はやく知らせてください。

マンションや賃貸住宅の場合、その家を管理する会社や、家の持ち主が、手続きをすることもあります。確認してください。

2か月に1回、請求書が届きます。

銀行や、コンビニエンスストア、クレジットカードなどで、払います。

★手続き・問い合わせ

上下水道局 経営総務課

電話番号 072-467-2800